

# 京北

## ★ きょうかん

## 通信

花降る里  
イメージキャラ  
ハナえもん



2月号からホームページ  
にもアップしたハ  
ナ！！ 詳しくは ⇒



京都市京北合同庁舎広報誌

### 令和8年2月号 目次

- ▶ 京北デマンド交通の弓削地域での乗車体験の実施について
- ▶ 水道管の凍結にご注意を。
- ▶ 筋力アップ教室のご案内
- ▶マイナンバーカード出張申請窓口開設のおしらせ
- ▶ 所得税等の確定申告について
- ▶ 市・府民税の申告について
- ▶ 原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車、特定小型原付の廃車手続きはお早めに
- ▶ 「右京区まちづくり大交流会」開催のお知らせ
- ▶ 林業のちょっとコラム
- ▶ かがやき隊コラム

## 京北デマンド交通の弓削地域での乗車体験の実施について

京北地域における持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けては、昨年8月にアンケート調査を実施するなど、「京北ふるさとバス」の昼間時間帯における運行見直し策の検討を進めています。

アンケート調査の結果では、運行見直し策として、予約制の乗合タクシー運行、いわゆる「デマンド交通」の導入を求める方が一定数おられたことを踏まえ、

- ① 地域住民の皆様にデマンド交通に対する理解を深めていただく
  - ② デマンド交通の運行に当たり、整理が必要となる課題の洗い出しを行う
- ことを目的として、下記のとおりデマンド交通の乗車体験を実施します。

### ～デマンド交通とは～

出発地から目的地まで移動できる予約型の乗合送迎サービスです。

京北地域の持続可能な移動手段の確保に向けた取組です。ぜひご利用ください！！

### ＜実施概要＞

【実施期間】令和8年3月14日（土）～3月22日（日）

【運行時間】午前9時30分～午後4時

※ 京北ふるさとバスは全線通常運行

【利用者】京北地域にお住まいの方

【運行範囲】出発地から目的地まで送迎します

（弓削地域にお住まいの方）弓削地域↔京北地域内

（弓削地域以外にお住まいの方）弓削地域↔周山駅

【利用料金】無料

【予約方法】電話又はWEB予約

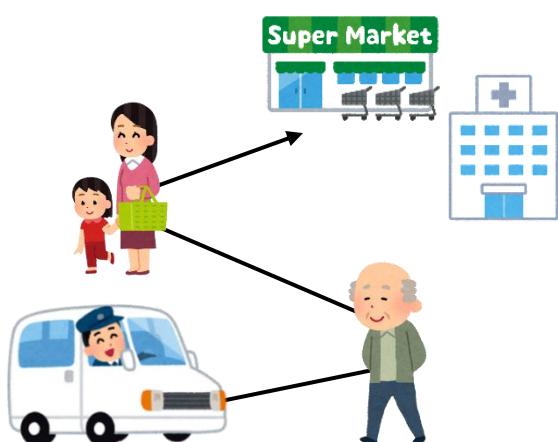
※ 3月2日（月）～予約開始予定

【運行主体】公益財団法人きょうと京北ふるさと公社

【運行手段】住民ドライバーのマイカーによる送迎

【運転謝礼】1,000円／1回

※ ドライバーとしてご協力いただける方も募集中！



乗車体験の詳細や予約については  
こちらをご覧ください。  
京北出張所1階④庶務  
担当窓口でも配架します。



問合せ先 都市計画局歩くまち京都推進室 電話：075-222-3483

# 水道管の凍結にご注意を。

今年度も厳しい寒波の可能性がございますので、住民の皆さまの御協力をお願いします。

## 事前対策 **-4℃以下**になると、水道管が凍結する可能性が高まります。

※ -4℃より高い気温でも、設置場所や状況（露出している水道管・北向きや風当たりの強い屋外の水道管等）によっては、凍結が生じる場合がありますので、こういった水道管は、特にご注意ください。

### 1 保溫材等で防寒対策

※保溫材はホームセンター等で購入できます。

鉛筆の芯くらいの細さで  
水を出しておくことも有効です。

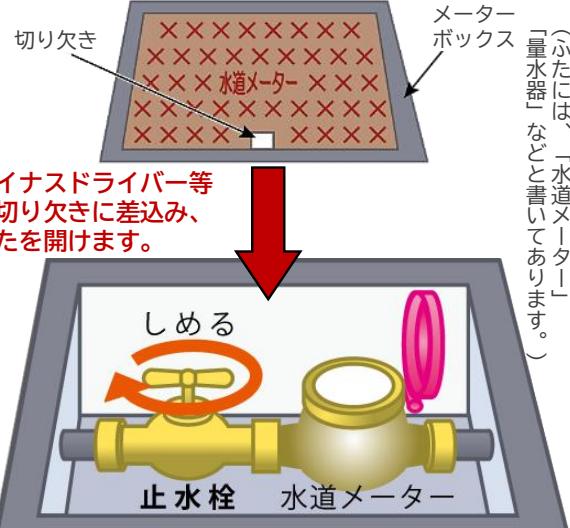
### 2 「湯沸器」から水を抜く

水抜き栓の形状や場所は湯沸器の種類や建物によって異なりますので、取扱説明書をご確認ください。

地域で管理される施設等でも1～3の対策をお願いします。

凍結しても、熱湯をかけず、自然にとけるのをお待ちください。

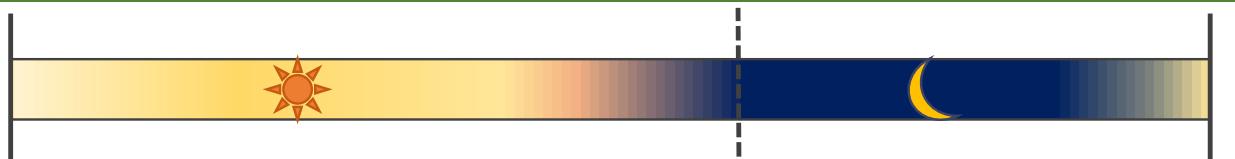
### 3 (長期不在時) 元栓を閉める



メーターのすぐ横にある止水栓を手で回して閉めます。

(メーターボックス内に止水栓がない場合は、道路部分に止水栓がありますので、止水栓キーで閉めてください。)

## お問い合わせ先（連絡先）



午前8時30分

午後9時

翌日午前8時30分

お客さまサービスセンター

075-672-7770 (年中無休)

緊急ダイヤル

0800-222-3500 (年中無休)

# 筋力アップ教室のご案内【参加費:無料】



運動はなかなかひとりで続かないものです。介護予防や転倒予防、認知症予防につなげましょう！

日 時	内 容
1回目： 3月6日（金）午後2時～午後4時 (受付午後1時30分～)	元気アップ体操・脳トレ(5A) 講師 西河 順子 氏 河岸 かおり 氏
2回目： 3月30日（月）午後2時～午後4時 (受付午後1時30分～)	椅子に座って行う筋力アップ体操 講師 健康運動指導士 皆本 圭美 氏

場 所：京北出張所 2階 大会議室 ※だるま会と合同開催になります。

定 員：20名

申込み：電話または京北出張所③窓口まで（先着順）

一緒に楽しく筋力アップを目指しましょう。

申込み問合せ先 京北出張所 保健福祉第二担当 電話：075-852-1816



## マイナンバーカード出張申請窓口開設のおしらせ

市街地のマイナンバーカードセンターや右京区役所に行かなくても大丈夫です。

京北出張所内で、マイナンバーカードの出張申請窓口を開設しますので、まだカードをお持ちでない方はぜひご利用ください。

日時 令和8年2月26日（木）午前10時～午前12時／（最終受付）午後1時～午後2時45分

場所 京北出張所 1階 1-1会議室

出張窓口で行う業務 ①カード申請（初めてマイナンバーカードを申請される方）  
②郵送受取サービスの申込（マイナンバーカード交付通知書のハガキは届いているが、まだ受け取っていない方）



①および②は予約の方が優先です。予約の際には「京北出張所での予約」であること、「①カード申請」または「②郵送受取サービスの申込」のどちらを希望されるか申し出てください。

※なお、時間に空きがあれば、当日受付も可能ですが、予約をお勧めします。

③マイナンバーカード更新申請の手続サポート（マイナンバーカードの更新が必要な方）

- マイナンバーカード更新申請の手続をサポートします。更新の手続きは有効期間満了の3箇月前の翌日から可能です。
- 有効期限通知書かマイナンバーカードをご持参ください。
- マイナンバーカード更新申請の手續サポートは事前予約が必須です。

予約受付・問合せ TEL 075-600-2121 9時～16時（土・日曜、祝日を除く）

カード申請の申込みは、インターネットでの予約も可能です。下の二次元コードをスマートフォンで読み込んでいただくか、京都市マイナンバーカード出張申請窓口事務局サイト(<https://kyotominn-branch.com/>)でご確認ください。



予約締切 2月25日（水）（電話でのご予約の場合）

2月24日（火）（インターネットでのご予約の場合）

定員になり次第、予約締切日を待たずに締め切らせていただきます。

※ 健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録につきましては、予約不要にて隨時対応しますので、マイナンバーカード及びご自身の金融機関口座がわかるもの（通帳等）をご持参のうえ、出張申請窓口開設時間にご来庁ください。ただし、混雑状況によっては、対応できない場合がございますので、その際はご容赦ください。

マイナンバーカードに係る電子証明書の発行・更新は周山郵便局でお手続きができます。

すでにお手元にお持ちいただいているマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の発行・更新及び暗証番号の初期化については、周山郵便局でお手続きができます。詳しくは、マイナンバーカードセンター（075-746-6855）にお問い合わせください。

# 所得税等の確定申告について

## ■確定申告書の作成・相談

確定申告書作成会場は大変混雑します。申告・申請・届出等はパソコンやスマートフォンから国税庁の「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

可能な限り自宅等で作成していただき、e-Tax を利用して送信してください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

京北合同庁舎に確定申告書用紙等を例年配架させていただいておりますが、数に限りがあります。  
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### ☆確定申告会場

場所	西陣織会館（京都市上京区堀川通今出川南入西側）
日時	2月16日(月)～3月16日(月) (土日祝を除く)※ 午前8時30分～午後4時00分 ※3/1(日)のみ開場。



確定申告書等作成コーナー

- 会場では原則、ご自身のスマホで申告書を作成していただきます。スマートフォン、マイナンバーカード及びマイナンバーカードのパスワード2つをご持参ください。
- 会場の入場には「入場整理券」が必要です。  
相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。  
当日受付も行っておりますが、当日の相談枠には限りがあります。
- 混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。
- 確定申告会場専用の駐車場・駐輪場はありません。来場の際は公共交通機関をご利用ください。  
\*令和8年2月16日～3月16日の間は、右京税務署内には申告書作成会場を設けていません。  
(2月2日～2月13日までは事前予約制により実施。)  
\*右京税務署では、作成済の申告書等の受付、納税、納税証明書の発行のみを行います。

問合せ先 右京税務署 電話：075-311-6366

# 市・府民税の申告について

以下の期間、臨時窓口を設置します。市税事務所においても来庁による市・府民税申告を受け付けていますが、可能な限り、市税事務所へ電話での相談と郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。

### ☆臨時窓口

場所	右京区役所 2階
日時	2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時 (土日祝を除く)

★京北合同庁舎での京都市職員による申告相談は行っておりません。また、右京区役所においても京都市職員による申告相談は行っておりませんので、ご注意ください。

- \* 所得税の確定申告をされる方や、所得が給与のみで勤務先で年末調整が済んでいる方は申告不要です。ただし、令和7年1月から12月中に収入がない方で、課税証明書などの所得額の欄に「0円」と記載が必要な方及び、給与所得者や公的年金等受給者で源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする方は申告が必要です。
- \* 郵送での申告書の提出は市税事務所へお願いします。
- 医療費控除は領収書による申告はできません。必ず「医療費控除の明細書」を添付してください。  
(医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。)
- 申告書のダウンロードや作成、税額試算は、パソコンやスマートフォンから【京都市情報館】のサイト内検索で「個人市・府民税」と検索してください。

問合せ先及び郵送提出先 市税事務所（市民税第3担当） 電話：075-746-5843

〒604-8175 京都市中京区円福寺町337 ビル葆光4階

## 原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車、特定小型原付の廃車手続きはお早めに

毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

譲渡、売却などで所有されなくなった場合は、廃車手続きをお忘れなく（以下の二次元コードをご参照ください。）。

窓口での廃車等の場合 →



窓口に行けず郵送での廃車の場合 →



問合せ先 京都市軽自動車税お問合せ窓口 電話：075-213-5467  
京北出張所 庶務担当 電話：075-852-1811

## 「右京区まちづくり大交流会」開催のお知らせ

この度「右京区まちづくり大交流会」の開催が決定いたしました！

「右京区まちづくり大交流会」は、右京区で様々な活動を行う団体・個人が、活動内容の発表や交流ができる「思いをつなぐ場」で、例年100名以上の方にご参加いただいています。まちづくり活動の成果を聞いたり、発表したりして、仲間づくりをしてみませんか。ご参加お待ちしています。

日時場所 令和8年3月5日（木）午後6時～午後8時 右京区役所5階 大会議室

内 容 ゲストスピーカーによる話題提供、右京区で様々な活動を行う団体の活動発表（ポスター発表等）及び交流

※ 第3回「右京M-1（まちづくりワン）グランプリ」にて受賞された「京北観光連絡会」様や「ローンボウルズクラブ京都」様をはじめ、京北で活動されている団体様によるポスター発表も予定しております！

問合せ先 右京区役所地域力推進室まちづくり担当 電話：075-861-1264

## 林業のちょっとコラム

担当：京北・左京山間部農林業振興センター



これはAIで生成した画像  
を加工したものです。

## ～お持ちの山林の登記変更はお済みですか？～

相続などで不動産（土地や建物）を取得した場合、法務局での登記変更手続きが必要です。

それが十分されてこなかったことにより、近年、国土の約22%が所有者不明の土地と言われており、管理や利用が困難なだけでなく、隣接地への悪影響も社会問題化しています。

そこで、令和6年4月から、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年内に相続登記を申請することが義務化されました。令和6年4月よりも前に相続した不動産も、令和9年3月末までに相続登記を行う必要があります。

なお、令和8年4月からは、登記されている住所・氏名に変更があった場合、変更日から2年以内に登記変更手続を行うことも義務化されます。

そして、相続などにより取得した山林が森林法上の森林（5条森林）の場合は、この登記変更のほか、所有権を取得した日から90日以内に、取得した森林のある市町村へ「森林の土地の所有者届」の提出が、これまでどおり必要です。今一度、お持ちの山林等について、手続き漏れがないかご確認ください。

京都市への「森林の土地の所有者届」は、インターネット（右の二次元コード）によるオンライン手続も可能です。気になることがあれば、京北・左京山間部農林業振興センター（林政係）までご相談ください。

問合せ先 京北・左京山間部農林業振興センター 電話：075-852-1817

# かがやき隊コラム



担当: 北部山間かがやき隊  
佐伯

## ～ 先祖の足跡を辿る ～

京北には、お寺が30か所以上、神社に至っては100か所以上存在します。

しかし最近は高齢化も進み、どの地域でも、社殿ないし伽藍の維持、祭祀あるいは法儀の継承が課題になっています。また、石碑に刻まれた碑文なども、長年の風雨に晒されて、判読が困難になってきています。

今こそ、これまで先祖が大切にしてきた歴史を見直し、保存・継承していくための具体的な行動を取るべきではないでしょうか。そんな想いで、田貫地域にある竜泉寺の調査をしていた際、本堂の軒下に木製の「奉納額」があるのを見つけました。これは、お寺に寄進されたことと、その経緯を記した木版です。

風化が激しく、また草書による筆記であったために判読は困難を極めましたが、以下の内容を確認することができました。

※本文は、奉納額の記載をもとに、筆者なりに読み取り、わかりやすく紹介したものです。解釈や標記に誤りが含まれる可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

### 【 現代語訳 】

粗末な我が家や、この禅寺にも維新のような激しい風が吹き、昔のことをまるで今のことのように思い出させる。「富士」や「大正」といった立派な名前のつくものはあるが、我々の集まり（軍の組織）は、実のない粋殻（もみがら）のようなものではなかったか。ただ虚しく、軍帽（兵隊）が連なっているだけの集団である。それに引き換え、この寺にあるのは、昔から変わらぬ梅（の姿）と、松を渡る風の音（静寂）だけである。私自身の心中にある本当の想いを、ここに記そうと思う。

借家住まいの手慰み（趣味）として梅を育てていた。（軍務や転居のため）これを友人のもとへ移そうと思っているうちに、三年の春が過ぎ去ってしまった。病気の妻の看病と投薬に明け暮れ、梅を移し替える余裕もなかったのだが、（妻が亡くなり、自身の出征も迫る今）ついに根から掘り起こして、ここ（竜泉寺）に移した。

長患有をしていた父は既に亡くなり、この地の土となっている。ここは谷川の水も穏やかに和（やわ）らぐ場所だ。大切にしていた梅が、父の眠るこの安らかな場所に移されたと知ったならば、私を頼りにしていた妻はきっと喜んで、その梅の香りを愛でたであろう。妻と共に過ごした日々は、短い夢となってしまった。

このように、風化しかけた一枚の板にも、先人の切実な想いや、当時の地域の風景が鮮明に刻まれています。私たちの身近にある石碑や古文書は、単なる『モノ』ではありません。私たちが関心を持ち、読み解こうとした瞬間、それらは雄弁に歴史を語りかけてきます。今ある地域の宝を、次の世代へどう繋いでいくか。この奉納額は、その大切さを静かに教えてくれている気がします。

### ～京北合同庁舎のお客様駐車場をご利用の皆様へ～

周辺の方のご迷惑となりますので、次のことをお守りください。

- 駐車中はエンジンをお切りください。
- 庁舎にご用のない方の駐車はご遠慮ください。
- 国道の横断は、横断歩道または地下道をご利用ください。
- 庁舎敷地内（駐車場含む）は禁煙です。

国際電話の利用休止は無償でできます！！ [詳細はこちら]

※国際電話番号とは、  
「+1」や「+44」  
などから始まる電話番  
号のこと

